

令和7年第3回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和7年3月10日（月）

午後2時02分から午後2時39分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	欠	3 番	田尻 かほる
4 番	欠	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
欠	早川 一伸	欠
欠	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員	2 番	五嶋 一精	4 番	松川 奈保美
農地利用最適化推進委員	吉利 健	中塘 万格人		
	近藤 洋之			

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後2時02分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第10号 農地法第5条許可における事業計画変更承認申請について

日程第5 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第13号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第8 議案第14号 荒廃農地の農地・非農地の判断について

開 会 (午後 2 時 02 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 それではただ今から令和 7 年第 3 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 11 名のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。
先月は私が怪我をしまして、大変皆さま方にはご迷惑をおかけしました。
ほんのちょっとしたことで怪我をしますので皆さん方も、気を付けて頂けたらと思います。

議 長 それでは、これより令和 7 年第 3 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、議事に入ります前に日程第 5、議案第 11 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」申請人から取り下げの申し出があったため、事務局より議案の取り扱いについて説明をお願い致します。

事務局 日程第 5、議案第 11 号農地法第 4 条の転用案件につきましては、今回取り下げになりました。議案の繰り上げは行いませんので、本日の議案は、議案第 9 号及び 10 号、議案第 12 号から 14 号のみとなります。以上です。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、5 番 村嶋政弘委員、6 番 河野公明委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 9 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局 議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和7年3月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号1番及び2番は、	三角2	山本委員より
	申請番号3番は、	不知火3	早川委員より
	申請番号4番は、	松橋2	近藤委員に代わりまして
		7番	橋本委員より
	申請番号5番は、	9番	坂本委員より
	申請番号6番は、	小川5	野田委員より
	申請番号7番は、	13番	本田委員より
	申請番号8番は、	豊野2	杉田委員より

それぞれ説明を求めます。

山本推進委員 申請番号1番について説明します。申請理由は経営規模拡大による売買です。申請地は昭和〇〇年〇月に土地改良法による換地処分を受けた土地でございます。区域内に受人所有の耕作地もあり何ら問題はないと思います。

申請番号2番について説明します。申請理由は経営規模拡大による売買です。申請地は道路に沿った細長い土地でございます。渡人から管理ができないので買い取ってほしい旨の相談があったそうで、受人所有のみかん畑が道路を介して反対側にあり、何も問題ないと考えます。審議よろしくをお願いします。

早川推進委員 申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。受人は数年前より耕作はしていないものの草刈り等行い、管理をされており今回、新規就農という事で売買となりました。現状は柿が植えてあり、それを引き続き耕作するということです。

場所は〇〇町〇〇の〇〇〇号線沿いにある〇〇より、北に200m程行った中山間地にあります。これらのことから考えまして、何ら問題はないかと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

橋本委員 申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。この案件は新規就農という事で、受人が土地を探しておられた所、渡人から譲ってやってもいいよという事で話がまとまりました。何ら問題はないかと思しますので、よ

ろしくお願いします。

坂本委員

申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による売買です。今回、渡人は〇〇という事になっておりますけども、以前は〇〇にお兄さんが住まわれておりました。そして、今度この土地をこの地区の方がかなりの年数管理をしておられましたけども、今回受人に売買をされるという事で、住宅と農地が隣接しております。それで、住宅も購入されるという話でございます。それと経験がこの方ございませんけれども、近くの方が指導、機械関係はリースでやっていくという事で、トラクターだけは購入をされるという事でございます。それと、私も見に行きましたら畑の方に木が生えておりました。これは重機を使って整地をするという事でお聞きをしましたので、荒れているよりはいいという事で大丈夫じゃなかろうかと思えます。そのような事でございますので、ご審議の方よろしくお願いします。以上です。

野田推進委員

申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。場所は〇〇町〇〇の前の道路を西へ行きますと〇〇があります。そこを5、60m上がりますと左下に〇〇が建つとります。そこがこの場所でございます。受人は記載の様に農地も広く耕作されており、農機具もトラクター、コンバイン、田植え機と所有され後継者も農業に従事されており、何ら問題はないと思われます。皆さまの審議方よろしくお願い申し上げます。それと値段が〇〇万円となっておりますが、渡人に聞きました所、自分一人では農地は管理しきれないという事で、誰か作ってもらえれば値段ではないという話でございました。審議方よろしくお願い申し上げます。

本田委員

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与です。渡人と受人は親子関係で、受人は現在〇〇で〇〇として働いておられ、兼業で農業もされています。今回、渡人が高齢で元気な間に経営を移譲したいという事での贈与になります。農業機械の所有状況、地域との調和要件も問題ないかと思われ、許可は可能かと思われます。審議の方よろしくお願い致します。

杉田推進委員

申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による贈与です。受人は先ほど出てきました〇番と〇番と同人でございます。現況は栗が植わっている状況です。審議の方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、申請番号1番から8番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

河野委員 はい。

議 長 河野委員お願いします。

河野委員 新規就農の〇〇さんですね、〇〇と〇〇と〇〇にそれぞれ土地を購入されて新規就農という事でしょうけどおいくつ位の方ですか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 年齢は〇〇歳になられます。

河野委員 はい。

議 長 河野委員。

河野委員 ちょっと農地が離れすぎてるかなあという心配もちょっとあるんですけども。あとは大丈夫ですか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 〇〇の農地には現在柿が栽培されているという事と、〇〇は栗が現在栽培されているという事で、栗と柿の方は現在植わっている木で耕作していくという事なので、後は〇〇の農地には稲作、水稻を植えられるという事で計画は聞いております。柿と栗にはさほど手はかからないという所での計画だと思われま

河野委員 はい、了解しました。

議 長 他にありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 8 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 9 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 8 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 10 号「農地法第 5 条の許可における事業計画変更承認申

請について」を上程し、議題といたします。

議案第 10 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 10 号、農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請について
農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請があったので農業委員会
の意見を求める。

令和 7 年 3 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

申請番号 1 番につきましては、この案件は、平成〇年〇月〇日付けで、個人
住宅で転用許可が出ていましたが、当初計画者は現住所に住み続けることにな
ったため、住宅建築を中止したということで、承継者である株式会社〇〇〇〇
が、2 区画の宅地分譲を行うということでの申請になっています。転用者の承
継を伴う事業計画変更承認申請の場合は、農地法第 5 条の許可を受ける必要が
ありますので、議案第 12 号で 5 条の申請が出ています。周囲の農地や営農上
も問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ただ今、審議番号 1 番について事務局より説明がありましたが、案件につい
て何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起
立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねし
ます。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 10 号について承認される方の挙手を求め
ます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 10 号は、原案どおり承認することに決定され
ました。

議 長

日程第 6、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上
程し、議題といたします。

議案第 12 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 7 年 3 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要

議長

議長

橋本委員

事務局

田中推進委員

議長

事務局

7

す。

申請番号 1 番は、10ha 以上の規模の団地の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、幅 4 m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に〇〇と〇〇があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 4 番について、説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。
(意見なし)

議 長

意見もないようですので、申請番号 1 番から 4 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 12 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 4 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 7、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 13 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 13 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和 7 年 3 月 10 日 提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。以上です。

議 長

議案の貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付して

おりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案47ページから49ページの所有権移転の申請番号401番から406番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案の 47 ページから 49 ページです。
今月は、農業公社が買い入れるのが 2 件、売り渡すのが 4 件です。
合計面積は、6 件中、田が 23,624 m²、畑が 3,478 m²、合計 27,102 m²です。
売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしく願います。以上です。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。
(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 13 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 13 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 8、議案第 14 号「荒廃農地の農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。
議案第 14 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 14 号、荒廃農地の農地・非農地の判断について
農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について、農業委員会の意見を求める。
令和 7 年 3 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法の運用について、第 4 の（3）に基づき、対象地が農地に該当するか否か農業委員会の判断が必要である。
議案の 51 ページ及び 52 ページです。
農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について、説明致します。
非農地の取り扱いについては、農地利用状況調査等を元に「農地法の運用について」第 4 の（3）の規定により、非農地の判断をすることとされています。

非農地の判断基準は、「同運用について」第4の（4）に、農地として利用するには人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、基盤整備事業の実施等が計画されていなく、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又はその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものと定められています。

今回の〇〇町 47 筆、面積 32,596 m²については、担当委員と事務局職員で現地確認後、〇〇町現地検討会において非農地の協議を行った土地になります。現況が雑木等の立木や竹等が生育し「山林」の様相をしており、「農地法の運用について」第4の（4）の基準に基づき「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上が議案第 14 号の説明になります。続きまして非農地化について説明させていただきます。

毎年、委員の皆様にご協力を頂いております利用状況調査等の結果を基に、再生利用が困難な農地と判断された農地を対象として、関係部局と協議を行いその結果、山林化している農地につきましては非農地化を進めております。次に今後についてですが、本日、非農地化が承認されましたら農地所有者の方へ、非農地通知書を送付する予定です。併せまして関係機関である市税務課・農政課・法務局・県へ非農地通知を送付し、事務局においては農地台帳の整理を行い、今後は非農地として取り扱うこととなり、農地法の規制の対象外となります。

その後、法務局は非農地通知一覧を元に職権登記で山林等の地目に変更される予定となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、議案第 14 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第14号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和 7 年第 3 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後 2 時 39 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。